

# 平成30年度 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関(鉄骨組立登録第71号)

登録有効期間 平成31年3月30日

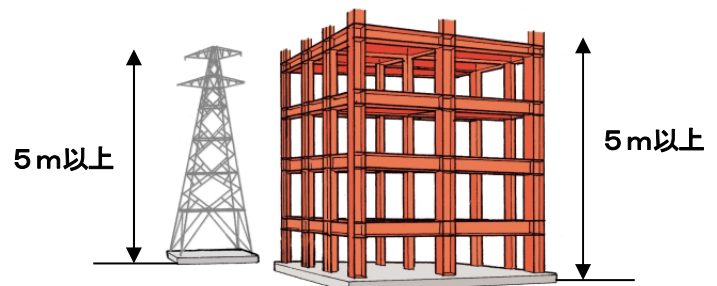
建設業労働災害防止協会山形県支部

労働安全衛生法の一部改正(平成4年10月1日施行)により、**建築物の骨組み又は塔であって金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)**の組立て、解体又は変更に関する作業(建築物の鉄骨の組立て等の作業)は、技能講習を修了した作業主任者(法第14条、政令第6条第15号の2の作業)を選任しなければ作業ができないことになっております。

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたします。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

## 1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
平成31年 3月 5日(火) 9:00~16:45 3月 6日(水) 9:00~15:40	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL: 0237(83)2211



## 2 受講資格(下記の何れかに該当する方)

### 【全科目受講者 学科: 12時間】

- ① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③ その他厚生労働大臣が定める者

(注1) 上記の経験には満18才未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則第8条)

(注2) 上記①、②、③の経験についての証明は所属事業主とします。(受講申込書に証明欄があります。)  
**但し、事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明したときは発行済の修了証は無効となります。**

(注3) 受講資格確認のため、経験年数を必ず記入すること。

(注4) 受講資格②・③の経験年数が3年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等を必ず添付すること。

### 【講習一部免除受講者 学科: 4時間】

- ① 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者

(注1) 該当する検定証の写しが必要です

免除科目	講習日程
○作業方法に関する知識 ○工事中設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識	<b>3月6日(水) 10:40~15:40 【集合時間 10:15 時間厳守】</b> ※ 一部免除者は上記日程のみの参加となります。 ※ 免除科目以外の学科試験となります。

#### 4 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 (会員には教材費1,000円補助)
◎全科目受講者	受講料 7,950円 教材費 1,850円	受講料 7,950円 教材費 850円
	合 計 9,800円	合 計 8,800円
◎一部免除受講者	受講料 6,400円 教材費 1,850円	受講料 6,400円 教材費 850円
	合 計 8,250円	合 計 7,250円

【注意】人材開発支援助成金を活用する場合、10月以降の講習では事前の計画届の提出はなくなり、講習終了後の申し込み手続きとなります。

#### 5 受講申込先・手続き

##### (イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 受講資格を証明する書面（修了証等）の写しを、申込書の裏面に必ず貼付すること。
- ③ 写真（24mm×36mm・裏に氏名を記入）を申込書に貼付すること。
- ④ 全科目受講者と一部免除受講者とは、受講料と講習時間に差がありますので、ご注意ください。

(注1) 上記①、②、③を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（100名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(注3) 電話予約は行っていません。

##### (ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 申込書・受講料は事前に窓口でも受付できます。

##### (ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237(83)2211 FAX：0237(83)2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

#### 6 修了証

所定の科目を受講し、修了試験で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

#### 7 その他

- ① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。身分証を忘れると、受講できません。**
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前（土、日、祝日を除く。）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。
- ④ その他の講習の日程は、建災防ホームページでご覧いただけます。

アドレス：<http://www.Kensaibou-yamgata.jp/> 検索【建災防山形県支部 または 建設業技能安全センター】